

旅客名簿に関するQ & A

旅客名簿

Q1 旅客名簿の作成は従来通り紙媒体でなければならないのか。

Q2 旅客名簿をインターネット予約時の登録情報と連携し電子化している都合から、本件に対応するためにはシステム改修が必要であるが、その場合、施行日に間に合わない事が想像されるが、猶予期間はないのか。

Q3 性別欄への記載は必須か。

Q4 グループの場合、旅客名簿の記載については代表者のみでよいか。

Q5 海難その他非常の場合における介助等の支援の要否についてはどのようなものか。

Q6 旅客名簿の義務対象外となるのはどのような場合か。

Q7 複数の航路において運航する場合、旅客名簿の作成は航路ごとにするべきか。

Q8 運送約款について、認可の手続が必要である場合と必要でない場合が分かりにくいので、パターン分けして公表して欲しい。

Q9 旅客名簿の作成を要さない場合について、港と港の間の所要時間が50分未満であることとしている根拠はなにか。

Q10 (人の運送を行う不定期旅客事業の船舶において) 通船業務を行う場合、旅客名簿の備置義務が発生する要件の一つである航行時間の算定基準は、発出港から通船先の本船までと考えてよいか。なお、この場合旅客は本船に到着した時点で全員下船したものとします。(更新)

Q11 旅客名簿の保存期間が1年間となっている理由は何か。

Q12 旅客名簿に関し、個人情報保護法との関係性は考慮されているのか。情報はあれば便利かもしれないが、情報量が増えれば増えるほど、個人情報保護法等の観点からも管理する事業者の負担は大きくなることも考えていただきたい。

Q13 船舶検査証記載の航行区域は限定沿海だが、実際に事業で航行する区域が平水の場合、

<p>旅客名簿の備置き義務は生じるか。</p>
<p>Q14 一人船長（運航管理者兼安全統括管理者）の場合、旅客名簿の備え付け場所を委託先の事務所とすることは可能か。</p>
<p>Q15 本船には、職務として自衛隊や警察官が乗船する機会が多いが、秘匿性の高い職種であり、そうした秘匿性の高い職種については、例えば、所属する「〇〇部隊」「〇〇警察署」との記載とすることでも良いか。</p>
<p>Q16 旅客名簿については、今般の改正により陸上の営業所等に保管することとなるが、保管する場所については、一箇所ではなく、各寄港地ごとの拠点において保管しておくことでも良いか。</p>

旅客名簿

Q1 旅客名簿の作成は従来通り紙媒体でなければならないのか。

旅客名簿の作成は、紙媒体での作成のほか、

- ・ホームページやアプリ経由の予約情報や旅行会社経由で入手する予約者リストを活用した電子的方法での作成
- ・紙媒体での作成と電子的方法での作成の併用（1つの便に関して、紙媒体で作成した名簿と電子的方法で作成した名簿を組み合わせること）による作成

も可能です。いずれの方法であっても、搭乗船舶と旅客の紐付けが可能となるように保存をお願いいたします。

Q2 旅客名簿をインターネット予約時の登録情報と連携し電子化している都合から、本件に対応するためにはシステム改修が必要であるが、その場合、施行日に間に合わない事が想像されるが、猶予期間はないのか。

インターネット予約に関して、独自に予約システムを設計・開発され、現在の登録情報と旅客名簿の記載事項に相違がある場合はご認識のとおり、システム改修をお願いすることとなりますが、旅客名簿はインターネットやアプリ経由の予約情報を活用した電子的方法での作成と紙媒体での作成の組み合わせによる作成も案内させていただいているところです。

インターネット予約システムの改修期間中は例えば、旅客名簿の記載事項のうち、現行のインターネット予約時の登録情報についてはインターネット予約システムにより確認し、なお不足する情報については、紙媒体での作成の一時的な併用などの方法により補完いただくなどの対応を検討いただけますと幸いです。

なお、複数の民間事業者により予約システムの提供・販売がされておりますが、当該予約システムの提供事業者を確認したところ、予約フォームに記載事項を追加することは利用者のニーズに応じて柔軟に対応可能である旨の回答をいただいておりますので、ご参考までに紹介させていただきます。

Q3 性別欄への記載は必須か。

旅客名簿の主たる目的は、行方不明者等の身元特定を迅速に行うことであり、性別は迅速な個人の識別に重要な要素となるため、記載事項として求めることとしております。

他方、性別の記載については、十分な配慮が必要と考えており、ジェンダーアイデンティティ等の多様性に関し、基本的には氏名等他の記載（個人識別）事項が網羅されることを前提に、ご本人の意向に沿った記載がなるべくできるよう、例えば、性別として記載する内容に関して明確にするための注意書き・注釈の方法を事業者のみなさまに今後提示することなどにより、旅客の立場に立った配慮を検討してまいります。

Q4 グループの場合、旅客名簿の記載については代表者のみでよいのか。

旅客名簿は、行方不明者等の身元特定を迅速に行うことを主たる目的に、求めることとしているため、個々人の特定につながる所要情報を記載いただく必要があります。代表者の記載のみでは代表者以外の方に関する情報が不足し、行方不明者等の身元特定を難しくするため、旅客保護上、困難ですが、旅客名簿の作成にあたっては、紙媒体でのほか、電子的方法、あるいは紙媒体と電子的方法の併用など、さまざまな方法による作成も案内させていただいておりますので、これらの手法も活用しつつ旅客名簿の作成をお願いします。

Q5 海難その他非常の場合における介助等の支援の要否についてはどのようなものか。

海難その他非常の場合において、

- ・ 車椅子利用者の方を対象とした移動の支援
- ・ 視覚障害のある方を対象とした付き添い等による移動の支援
- ・ 聴覚障害のある方を対象とした文字による声かけ等による避難誘導
- ・ 精神障害（精神疾患）のある方を対象とした声かけ等の支援

等の要否について記載いただくことを想定しております。

Q6 旅客名簿の義務対象外となるのはどのような場合か。

営まれている運航形態が下記表のうち、水色部分に該当する場合は旅客名簿の作成・保存の義務付け対象外となります。

【海上運送法】		平水区域	沿海区域 限定	近海区域以遠
内航船	離島航路	備置義務なし		海難の多い航路、長距離の航路は備置義務あり (陸上)
	離島航路以外			備置義務あり (陸上)
外航船				備置義務あり (陸上及び船内)

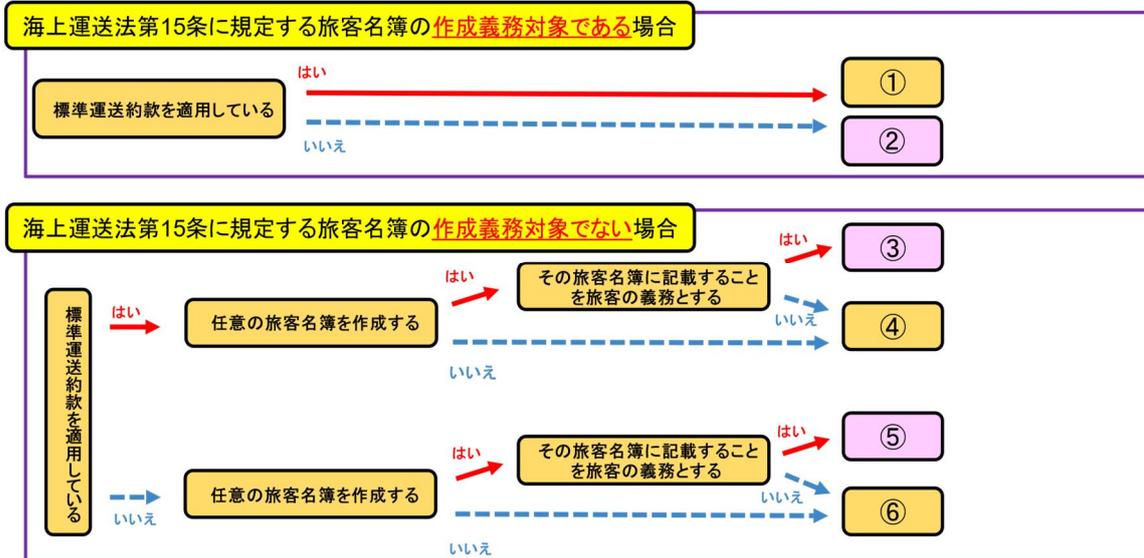
旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業であって、航路上の港と港(出港～着港)の間の所要時間のうち最大となるものが50分以上の航路であるものを対象に追加

Q7 複数の航路において運航する場合、旅客名簿の作成は航路ごとにすべきか。

旅客名簿の作成は、航路ごとに旅客名簿作成の義務がかかっているか判断いただくようお願いいたします。例えば、沿海区域において人の運送する内航不定期航路事業を営む事業者が、①50分以上かかる航路と②50分未満の航路の2つの航路を有する場合、①50分以上かかる航路のみ旅客名簿の作成義務が課されます。

Q8 運送約款について、認可の手続が必要である場合と必要でない場合が分かりにくいので、パターン分けして公表して欲しい。

運送約款の認可の手続の要否につきましては、下記のとおりフロー図を作成しておりますので、ご参照ください。



〈認可の手続は不要〉:①、④、⑥

・改正後の標準運送約款を引き続き適用→①

・現行の標準運送約款を引き続き適用(この場合、改正後の標準運送約款でも良いものとする)→④

・引き続き独自の約款を適用→⑥

〈認可の手続が必要〉:②、③、⑤

・独自の約款に改正後の標準運送約款第20条と同様に旅客の義務の規定をおく→②、⑤

・海上運送法第15条に規定する旅客名簿とは別のものとなるため、認可の手続が必要となる→③

Q9 旅客名簿の作成を要さない場合について、港と港の間の所要時間が50分未満であることとしている根拠はなにか。

旅客名簿の主たる目的は、行方不明者等の身元特定を迅速、確実に行うことにあります。ご指摘の点に関しては、1) 旅客保護の重要性や旅客名簿に伴う旅客の利便性の点も意識した上で、2) 距離や離岸距離、航路所要時間といった指標をもそのまま対象線引きに使い得るか、その場合法令執行上等で実務的に問題点は無いのかよく検討した上で、3) 距離や所要時間といった要素・視座も実質的に加味された形のものとして、4) 対象旅客船の一般的な営業速力とそれに拠る到達範囲外縁も勘案しつつ、海難の発生及び対処に関わる要点の1つである離岸距離とその長短に応じた視程限界との関係として一般的に認知されている認識等を踏まえ、5) 港と港の間(出港から次の入港まで)の所要時間が「50分未満」であるかで区切ることであります。

Q10 (人の運送を行う不定期旅客事業の船舶において) 通船業務を行う場合、旅客名簿の備置義務が発生する要件の一つである航行時間の算定基準は、発出港から通船先の本船までと考えてよいか。なお、この場合旅客は本船に到着した時点で全員下船したものとします。(更新)

通船業務の場合は出港から通船先までの所要時間で判断してください。(港～海上の工事作業場所までにおいても同様)

Q11 旅客名簿の保存期間が1年間となっている理由は何か。

海難事故や船内において事件が発生した場合には、救助機関や捜査機関が直ちに旅客名簿を差し押さえ、当該船舶に乗船する者を特定することが通例であるため、当該名簿の保存期間を長期とする必要性は低いものと考えられるが、窃盗等の事案において被害者が後日それらを認知し、当該乗船日時に遡って当該事案が発覚するといったことも想定されるため、保存期間を設ける必要がございます。他の法令において規定されている事業者が作成する各種記録等の保存期間を参照しつつ、事業者に対し必要以上の過重な負担を課さないことを勘案し、旅客名簿の保存期間を1年間としています。

Q12 旅客名簿に関し、個人情報保護法との関係性は考慮されているのか。情報はあれば便利かもしれないが、情報量が増えれば増えるほど、個人情報保護法等の観点からも管理する事業者の負担は大きくなることも考えていただきたい。

旅客名簿の作成に伴う個人情報の保護に関しては、船員法に基づき作成を求めている現行から変わるものではなく、ご指摘の個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理いただくことが必要です。

Q13 船舶検査証記載の航行区域は限定沿海だが、実際に事業で航行する区域が平水の場合、旅客名簿の備置き義務は生じるか。

実際に航行するのが平水区域のみの場合は、航行時間が50分を超える場合であっても備置き義務の対象にはなりません。

Q14 一人船長(運航管理者兼安全統括管理者)の場合、旅客名簿の備え付け場所を委託先の事務所とすることは可能か。

旅客名簿を委託した他社の事業場又は事務所に備え置くことは差し支えありません。

せん。

Q15 本船には、職務として自衛隊や警察官が乗船する機会が多いが、秘匿性の高い職種であり、そうした秘匿性の高い職種については、例えば、所属する「〇〇部隊」「〇〇警察署」との記載とすることも良いか。

自衛隊、米軍及び警察等の職員の職務の秘匿性を考慮する必要性のある者がその職務として乗船する場合における住所等の項目の記載方法は、当該職員が駐在する駐屯地や勤務する警察署の住所又は市区町村名を記載することをもって足りることとします。

Q16 旅客名簿については、今般の改正により陸上の営業所等に保管することとなるが、保管する場所については、一箇所ではなく、各寄港地ごとの拠点において保管しておくことでも良いか。

旅客名簿の保存を確実に実施できるならば、保管場所を寄港地ごとの拠点において保存いただくことで差し支えありません。